

大阪装粧健康保険組合における非常時対策の取扱要領

大阪装粧健康保険組合システム等運用管理規程第 8 条に定める「データ保護管理者」が「策定」する「非常時における対策」については、以下のとおりとする。

（非常時の定義）

第 1 条 非常時とは、以下の要因により、健康保険システムが使用不可能となり、業務の継続が困難となる状態をいう。

①サイバー攻撃による IT 障害

- ・不正侵入
- ・改ざん
- ・不正コマンド実行
- ・情報かく乱
- ・ウイルス攻撃
- ・サービス不能（Dos : Denial of Service）攻撃 等

②非意図的要因による IT 障害

- ・システムの仕様やプログラム上の欠陥（バグ）
- ・操作ミス
- ・故障 等

③災害による IT 障害

- ・地震、水害、落雷、火災等の災害による電力供給の途絶
- ・地震、水害、落雷、火災等の災害による通信の途絶
- ・地震、水害、落雷、火災等の災害によるコンピュータ施設の毀損等
- ・地震、水害、落雷、火災等の災害によるシステム事業者等における IT の機能不全

(非常時の管理運営体制)

第2条 非常時対応の責任者（以下「責任者」という。）は、常務理事が就任する。

(非常時の対応手順等)

第3条 非常時の要因が、第1条の①又は②による場合、責任者は被害の拡大を防止するための必要な措置を行い、また、健康保険業務システム会社等関係会社と連携して、健康保険システムの速やかな復旧に努めなければならない。

2 非常時の要因が、第1条の③であり、業務時間内の場合、火気の始末、怪我人の救助、初期消火活動等の対策を相互に連携、協働して実施し、必要に応じ指定された場所へ避難する。なお、責任者の指示があった場合は、交通機関の運行状況等を勘案のうえ帰宅するものとする。

3 非常時の要因が、第1条の③であり、業務時間外の場合、責任者は【別紙1】により各職員に連絡し、必要な指示を行うとともに、【別紙2】により関係各社と連絡を取るものとする。また、職員は、あらゆる手段を講じて、組合又は責任者との連絡に努め、自身及び家族の安否、被災状況、連絡方法並びに交通手段の現状を報告しなければならない。

(平常業務への回復)

第4条 非常時において、早急かつ円滑に平常業務へ復帰するため、非常時対策の進展を勘案しつつ、役職員一丸となって対応しなければならない。

附 則 この取扱要領は、平成28年2月17日より実施する。